

農林漁業の生産資材に由来する 食品安全に関する緊急時対応実施指針

平成１８年１月
農林水産省 消費・安全局

農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針

1. はじめに

農林水産省では、食品安全に関する緊急時対応を必要とする事態（以下「食品安全緊急事態」という。）に対応するための共通事項として、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めています。基本指針では以下のとおり、食品安全緊急事態が発生した場合の対応に関する基本的考え方を示しています。

【基本的考え方】

- (i) 平時からの情報収集・分析により、食品安全緊急事態が生じ、又は、生じる可能性が高いと判断される場合は、国民の健康に対する悪影響を極力防止又は抑制するため、食品安全委員会、厚生労働省等の関係行政機関と連携して速やかに対応策を講じる。
- (ii) 問題食品の発生原因・経路の究明、科学的知見の集積、実態的なデータの把握等の進展に応じて、措置を必要かつ十分なものに縮小していくことを基本とする。
- (iii) 関係行政機関と連携して、国民への情報提供を迅速かつ正確に、また分かりやすく行う。
- (iv) こうした措置を適切に行うことにより、食料消費の混乱とそれに伴う経済的被害が生ずることを防止するとともに、対策コストが過大なものとならないように留意する。

農薬、動物医薬品、飼料などの農林漁業の生産資材（以下「生産資材」という。）は、農林水産物の安定生産に不可欠なものとして使用・利用されています。農林水産省は、法律に基づいて、不適切な物質が生産資材として使用されることがないように、必要な規制を行うとともに、定められた方法によらず生産資材が不適切に使用されることがないように、平時から取締りを行っています。

「農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針」（以下「実施指針」という。）は、農林漁業の生産資材に由来する食品安全緊急事態が発生した際に、基本指針に基づいて農林水産省が行う緊急時対応に関する組織体制、対応事項及び手順、関係府省との連携方法などを国民に明確に示すことを主たる目的として定めるものです。

また、生産資材に関する緊急時対応は、平時における生産資材の規制・取締りなどによるリスク管理を基礎として成り立っています。このため、本実施指針では、生産資材の規制・取締りに関する農林水産省の役割についても簡潔に説明します。

さらに、本実施指針は、生産資材に由来する食品安全緊急事態が発生した場合における農林水産省の対応能力を向上させることも目的とします。

2. 平時における対応

2.1. 基本的考え方

- 2.1.1. 生産資材のリスク管理に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、平時から生産資材に関する情報の収集・分析を行い、必要に応じて、2.2に記述する生産資材の規制・取締りを行います。
- 2.1.2. 食品安全委員会、厚生労働省及び環境省と定期的を開催する関係府省連絡会議を通じ

て情報交換を行うなど、食品安全委員会、厚生労働省など食品安全関係府省との連携に努めます。

- 2.1.3. 省内関係部局、地方農政局、関係業界団体、製造・流通業者等との連絡を密にし、情報の共有が行われるようにします。

2.2. 生産資材の規制・取締り

2.2.1. 農薬

農薬取締法（昭和23年法律第82号）は、農薬の登録制度を設け、販売や使用の規制などを行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用を図ることを目的としています。

農林水産省は、農薬取締法に基づいて、以下のような規制等を実施します。

- 1) 国内で製造、輸入、販売及び使用される農薬についてあらかじめ品質、効果、安全性、残留性等を確認し、安全な使用方法を定めて登録
- 2) 登録検査の段階で不良あるいは有害な農薬をチェックし、品質の改良又は申請された使用方法等の訂正の指示
- 3) 使用方法や使用上の注意事項を販売する農薬容器に表示することを義務付け、このような表示がない農薬の使用を禁止
- 4) 無登録農薬の出回りの防止や使用方法の遵守等のために立入検査等の取締り
- 5) 登録された農薬について安全上の問題が明らかとなった場合に、その農薬の使用を禁止し、必要に応じて回収命令

2.2.2. 動物医薬品

薬事法（昭和35年法律第145号）では、専ら動物のために使用されることが目的とされている動物用医薬品等に関して、農林水産大臣が以下のような規制等を行うことを規定しています。

- 1) 動物用医薬品等の製造販売の承認及び動物用医薬品等の製造販売業の許可
- 2) 動物用医薬品の再審査、再評価の実施
- 3) 動物用医薬品等の性状・品質についての規格・基準の設定及び検定の実施
- 4) 動物用医薬品等の貯蔵、陳列、販売、表示等に関する基準・規格の設定
- 5) 動物用医薬品等に関する立入検査等の監督
- 6) 動物用医薬品の使用についての基準の設定

2.2.3. 飼料及び飼料添加物

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図ることを目的としています。

農林水産省は、飼料安全法に基づいて、以下のような規制等を実施します。

- 1) 飼料等の安全性に係る規格・基準の設定（抗菌性物質の配合飼料への添加量等）
- 2) 飼料等の検定及び表示

- 3) 有害な物質を含む飼料等（有害な病原微生物に汚染された飼料を含む。）の流通の防止（有害な飼料等の販売禁止、廃棄等の命令）
- 4) 飼料の品質表示の適正化（表示基準の設定、事業者に対する適正表示の指示等）
- 5) 製造工場、販売所等における適正な飼料の製造・流通等の確保（製造業者、販売業者等の届出、報告の徴取、立入検査、飼料の収去等）

2.2.4. 肥料

肥料取締法（昭和25年法律第127号）は、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行うことにより、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保することを目的としています。

農林水産省は、肥料取締法に基づいて、以下のような規制等を実施します。

- 1) 普通肥料について、有害物質の含有量の上限等を定めた公定規格の設定及び特殊肥料の指定（品質の保全）
- 2) 国内で生産、輸入及び販売される普通肥料についてあらかじめ品質をチェックし、登録（公定規格適合の確認）
- 3) 有害な物質を含む肥料等の生産・流通の防止のため立入検査等の取締り
- 4) 登録された肥料等について、安全上の問題が明らかになった場合に、その肥料の使用を禁止し、必要に応じて回収命令

3. 生産資材に由来する食品安全緊急事態

生産資材に由来する食品安全緊急事態は、生産資材の利用・使用、事故などによって、食品安全に関する次のような事案が発生した場合を想定します。

- ① 食品の汚染とそれによる人畜への被害・影響が大規模又は広域である事案
- ② 科学的知見が十分ではない原因による食品の汚染と、それによる人畜の被害・影響が生じ、又は生じるおそれがある事案
- ③ ①及び②のほか、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案

4. 食品安全緊急事態を引き起こすことが想定される事件・事故

生産資材に由来する食品安全緊急事態の原因となる事件・事故（以下「事件・事故」という。）として、次を想定します。

4.1. 農薬

- ① 法に違反する農薬が製造、加工、輸入、販売又は使用された場合
- ② 人の健康に及ぼす影響等について新たな科学的知見を入手した場合
- ③ 農薬工場における火災又は農薬を輸送中のトラック事故等があった場合
- ④ 農薬が飛散又は拡散した場合
- ⑤ 農薬の製造段階での非意図的な有害物の混入があった場合
- ⑥ 農作物から禁止農薬が検出された場合
- ⑦ 農薬を使用した犯罪やテロがあった場合

4.2. 動物医薬品

- ① 承認・許可された動物用医薬品等の品質不良品、性能不良品等の発生等があった場合
- ② 承認・許可された動物用医薬品等の副作用、その使用による感染症の発生等があった場合
- ③ 未承認の動物用医薬品等の製造、輸入、販売、使用、それに伴う副作用等の発生等があった場合
- ④ 動物用医薬品等の残留事例の発生等があった場合
- ⑤ 家畜伝染病の発生等により大量の動物用医薬品等が必要な場合

4.3. 飼料及び飼料添加物

- ① 基準・規格に違反する飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売又は使用があった場合
- ② 人又は家畜等への安全に関する新たな科学的知見の入手により、製造、輸入、販売又は使用している飼料又は飼料添加物について製造、輸入、販売又は使用に関する禁止措置をとる必要が生じた場合
- ③ 食品中に基準値又は許容値を超える有害物質等の残留等が確認され、飼料又は飼料添加物に由来する又は由来することが疑われる場合
- ④ 家畜等に被害が確認され、飼料又は飼料添加物が原因として疑われる場合
- ⑤ 飼料又は飼料添加物が環境汚染物質、天然毒素、毒劇物（飼料添加物の指定がなされているものを除く。）、放射性物質、有害微生物等によって汚染された場合

4.4. 肥料

- ① 肥料の製造段階で混入する可能性の低い有害成分で、ダイオキシン類やP C B等の被害が重大になるおそれのある有害成分が肥料に混入した場合
- ② 肥料への有害物質の混入などの犯罪やテロ行為があった場合

5. 食品安全緊急事態に対応するための組織

5.1. 農林水産本省の組織

農林水産省では、生産資材に由来して食品安全に関する緊急事態が発生した場合は、消費・安全局の農産安全管理課（農薬及び肥料）又は畜水産安全管理課（動物医薬品及び飼料・飼料添加物）が対応の中心的役割を果たします。また、農産安全管理課又は畜水産安全管理課は、食品安全危機管理官と連携して、食品安全委員会や厚生労働省等の食品安全関係機関との連絡窓口となります。

5.2. 地方農政局等の組織

地方農政局消費・安全部安全管理課（北海道にあつては北海道農政事務所消費・安全部安全管理課、沖縄県にあつては沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課）が、地方におけ

る生産資材に由来する食品安全に関する緊急事態対応を中心的に行います。

6. 事件・事故発生時の初動対応

6.1. 事件・事故発生初期の対応

6.1.1. 農林水産省は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図ります。同時に、食品安全委員会、厚生労働省、省内関係部局、地方農政局、生産資材の関係業界、食品の製造・流通業者等からの情報の収集及びその分析を行い、発生した事案が食品安全緊急事態に該当するかどうかを検討します。

6.1.2. 農林水産省は、当該事案が食品安全緊急事態に該当すると判断した場合は、基本指針に基づく農林水産省食品安全緊急対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置します。

6.2. 本省対策本部の設置検討後の対応

6.2.1. 農林水産省は、本省対策本部を設置した場合は、食品安全緊急事態が発生した地域を所管する地方農政局に対して、基本指針に基づく地方農政局食品安全緊急対策本部の設置を必要に応じ要請し、連絡体制の整備を行います。

6.2.2. 農林水産省は、直ちに次の対応を行います。

- ① 報道室を通じた広報及び関連ホームページの開設（本省対策本部を設置した事実を含む。）
- ② 食品安全緊急事態が発生した地域における情報等の収集、整理及び分析
- ③ 直ちに講ずべき対策の検討、実行及び指示
- ④ 食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省との緊急事案に関する情報交換及び連絡調整

6.2.3. 農林水産省は、政府全体としての対応が必要な場合には、食品安全委員会に対して、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に基づく緊急対策本部の設置を要請します。

6.3. 職員等の現地への派遣

農林水産省は、必要に応じて、本省や農政局の職員又は生産資材の検査等を行っている検査所・独立行政法人の職員（農薬の場合は独立行政法人農薬検査所、動物医薬品の場合は動物医薬品検査所、飼料・飼料添加物及び肥料の場合は独立行政法人肥飼料検査所の職員を指す。以下「検査職員」という。）を現地に派遣し、立入検査、生産資材の集取等を行います。この際、必要に応じて、専門家に協力・助言を依頼します。

7. 情報の公表

7.1. 報道機関等への発表

7.1.1. 農林水産省は、食品安全緊急事態が発生して間もないうちは、新たな情報の有無にかかわらず、報道機関への発表を頻繁かつ定時的に行うとともに、必要に応じて24時間対応できる体制を整えます。

7.1.2. 農林水産省は、問題食品が既に出荷されていた場合には、プレスリリースを発出し、問題食品を食べることのないよう、報道機関を通じて情報提供を行います。

7.1.3. 農林水産省は、報道機関への発表資料を、発表と同時に、農林水産省のホームページの関連コーナーに掲載します。

7.1.4. 事実関係の公表

農林水産省は、①～③のそれぞれの段階で、下に掲げる事項を中心に公表します。

① 食品安全緊急事態発生時

- ・ 事実関係の周知
- ・ 食品安全を十分に確保するための対処方針
- ・ 原因となった生産資材の拡散に伴う関係者への注意喚起
- ・ 原因となった生産資材の流通停止、回収等の対応措置等
- ・ 問題食品の流通停止、回収等の対応措置等

② 中間時点

- ・ 事実の進展状況に応じた中間報告等

③ 最終報告

- ・ 事案の概要、総括
- ・ 再発防止策等

7.1.5. 公表方法

農林水産省は、主として次の媒体を通じて情報を公表します。

- ・ プレスリリース（必要に応じて報道機関への説明）
- ・ 農林水産省ホームページ
- ・ 都道府県庁ホームページ（都道府県に対し掲載を依頼）
- ・ 消費者の部屋

7.2. 問い合わせへの対応

農林水産省は、本省において消費者等からの意見・相談等への対応を行うとともに、地方農政局に対応窓口を設置します。また、独立行政法人農林水産消費技術センターをはじめ、関係する独立行政法人にも対応窓口の設置を要請します。

8. 食品安全緊急事態の発生により食料消費行動が変化し生産者等が被る経済的被害の対策

8.1. 基本的考え方

農林水産省は、消費者の視点に立ち、食品安全緊急事態の「状況のあいまいさ」を解消するため、現に発生している食品安全の問題の内容が消費者に正確に理解されるよう、分かりやすい情報を頻繁に提供するように努めます。同時に、問題食品の摂取の防止や問題の発生原因の除去等を順次行い、「問題の重大性」の低減に努めます。

また、食品安全緊急事態の発生により食料消費行動が変化し、消費量の減少等により生産者等が被る経済的被害への対策は、生産振興の側面が強いことから、生産振興部局が中心となり、消費・安全部局と連携して進めます。

8.2. 具体的な対応

8.2.1. 農林水産省は、食品安全緊急事態についての問題の内容が消費者に正確に理解される

よう、次の対応を行います。

- ① 国民の健康に対する悪影響を防止し、又は抑制するため、関係省庁と連携して、問題食品が消費者に摂取されないような措置を講ずること
- ② 問題の発生原因の経路の究明やその原因の除去のための措置を行うこと
- ③ 実態調査の実施や科学的知見を集積すること
- ④ 食品安全委員会、厚生労働省等と連携して、①から③までにに関する情報を国民に分かりやすい資料にとりまとめること
- ⑤ 食品安全緊急事態についての問題の内容を消費者に正確に理解されていない事例を生産振興部局等から十分に収集し、④の資料の作成に反映させること

8.2.2. 農林水産省は、食品安全委員会、厚生労働省等と連携し、作成した資料の効果的な広報に努めます。また、必要に応じて、報道機関への説明等を行います。

9. 生産資材に問題がある場合の対応

9.1. 問題のある生産資材が既に出荷されていた場合

- 9.1.1. 農林水産省は、収集した情報を総合的に判断して食品の安全の確保の観点から必要と認める場合に、生産資材の製造業者及び販売・流通業者に対して出荷の停止及び回収の要請を行います。さらに、必要に応じ、法令に基づいて問題のある生産資材の回収等を命令します。
- 9.1.2. 農林水産省は、都道府県、農林漁業者団体、生産資材製造事業者団体等を通じて、生産者が問題のある生産資材を使用しないよう文書により指導します。これらの指導については報道機関を通じて広く情報提供に努めます。
- 9.1.3. 農林水産省は、必要に応じて、地方農政局及び地方農政事務所を通じて、問題のある生産資材を使用しないよう生産者に対して直接に周知、指導します。

9.2. 問題ある生産資材が既に使用されていた場合

- 9.2.1. 農林水産省は、直ちに食品安全委員会、厚生労働省、環境省、都道府県等に連絡をするとともに、消費・安全局と生産振興部局が連携して、都道府県や農林漁業者団体の協力を得て、問題のある生産資材を使用した農林水産物の出荷自粛を要請します。
- 9.2.2. 特に、問題のある生産資材を使用した農林水産物が出荷されていた場合には、厚生労働省に対して食品衛生法に基づく対応の検討を要請します。厚生労働省が食品衛生法に基づく回収等の措置をとる場合には、農林水産省も回収等の措置が円滑に進むよう協力します。
- 9.2.3. 食品安全委員会、厚生労働省等と連携して、問題のある生産資材の使用実態、関係する農林水産物の流通の状況、政府による安全確保措置等に関する資料を作成し、報道機関等を通じて消費者に対して広く情報提供に努めます。

10. 事件・事故により周辺の農林水産物や生活環境が影響を受けた場合の対応

- 10.1. 農林水産省は、生産資材の拡散等により周辺の農林水産物や生活環境に影響を及ぼすおそれがある事件・事故の情報を入手した場合には、厚生労働省、環境省、都道府県等に連絡し、連携して事態に対処できる態勢をとります。
- 10.2. 農林水産省は、必要に応じて、地方農政局や地方農政事務所の職員又は独立行政法人の検査職員を当該事件・事故の現場に派遣し、都道府県との協力の下、農林水産物を集取し、分析を行います。
- 10.3. 農林水産省は、当該事件・事故により周辺の農林水産物の安全性に問題を生ずると判断するに至った場合には、直ちにその旨を食品安全委員会、厚生労働省、環境省、都道府県等に連絡するとともに、9.2.1.、9.2.2 及び 9.2.3. に準じて、農林水産物の出荷自粛の要請、厚生労働省に対する食品衛生法に基づく対応の検討の要請及び報道機関等を通じた消費者への情報提供を行います。
- 10.4. 農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等が行う対策に可能な限り協力します。

11. 生産資材が犯罪やテロに用いられ食品安全の問題が生じた場合の対応

- 11.1. 生産資材により食品安全の問題が生じ、それが犯罪やテロによるものと確認された場合、又はそれが強く疑われる場合、農林水産省は、速やかに警察庁、厚生労働省、食品安全委員会等に情報提供するとともに、併せて関連情報の収集を行います。
- 11.2. 特に、食品へのテロなどが疑われた場合には、被害の拡大を防ぐ観点から、農林水産省は、迅速に警察庁及び厚生労働省とよく連携を図り、内閣官房危機管理監に通報します。
- 11.3. 公衆に販売される飲食物（以下「流通食品」という。）への故意による毒物の混入等のおそれがあるときは、必要に応じて、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）第7条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から製造業者等に対し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとすべき措置に関する指導又は助言を行います。また、故意による毒物の混入等があった場合には、同条第2項の規定に基づき、必要に応じて、農林水産大臣から製造業者等に対し、毒物混入のあった食品の撤去要請等、当該流通食品又は飲食物に関する必要な措置を求めます。

12. 事案処理後の対応

農林水産省は、発生した事案についての関連情報の収集、整理、蓄積及びその分析を行うとともに、専門家から所要の助言を求めることにより、発生原因の解明に努めます。

また、発生原因の考察に基づいて、再発を防止するための方策を検討し、法令改正や関係業界への指導を含む必要な措置を講じます。